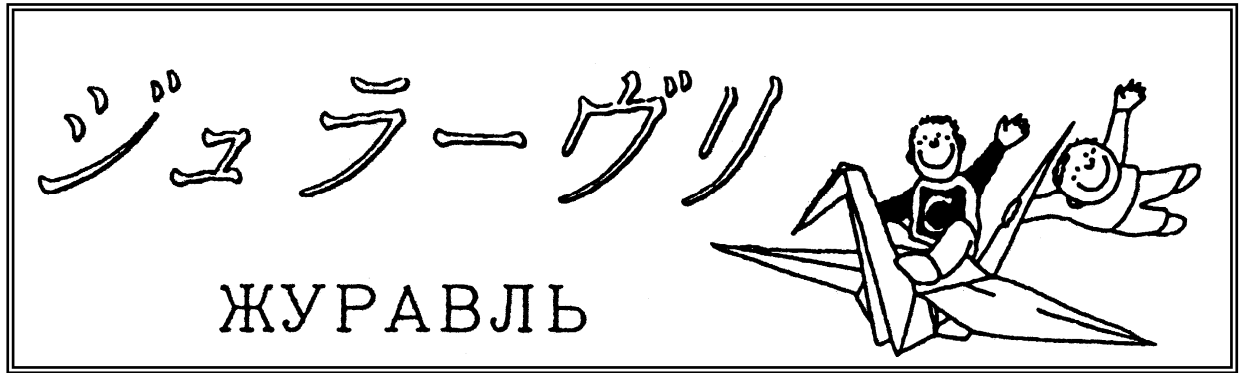




4月24日に予定していた「チェルノブイリ事故35周年の集い」はコロナ感染による緊急事態宣言の中で、7月4日に延期しました。昨年12月の「発足29周年の集い」も、やはり緊急事態宣言のために今年2月14日に延期して開催せざるを得ませんでした。続いての延期であり、一日も早い感染収束を願わずにはおられません。

7月4日には、4月に予定していたのと同じ場所で、ほぼ同じ内容で「集い」を持ちたいと思いますので、改めてご案内いたします。会場とオンライン（Zoom）との同時開催を想定して準備を進めています。会場では、感染予防対策に努めたいと思います。万が一、緊急事態宣言が継続している場合はZoom開催のみにします。どうぞ宜しくお願いいたします。



チェルノブイリ事故35周年の集い ～フクシマ10年と結んで～

2021年 7月4日（日）午後2:00～4:30

大阪市立総合生涯学習センター（第1研修室）

* プログラム *

1. <基調報告・提案> チェルノブイリ35年・フクシマ10年に際して
～チェルノブイリ・フクシマを繰り返させない

原発事故被害者の補償・人権の確立に向けて～

*** 国連人権理事会への意見書の提案**

2. 東日本大震災・フクシマ事故10年～紙芝居で伝える体験と想い～
動く紙芝居（アニメ）「なみえ母娘避難物語 私は帰らない」（DVD上映）
なみえ物語つたえ隊 岡洋子さん・美里さん
3. <歌> 故郷を想い歌う：アカリトバリ さん
4. チェルノブイリからのメッセージ
5. 討論・アピール

（資料代：800円、学生・避難者・障がい者：400円）

私たちは、昨年のヒロシマ・ナガサキ75年に引き続き、今年、フクシマ事故10年・チェルノブイリ事故35年に際して、改めて「フクシマを核時代の終わりの始まりに」との思いを新たにしています。チェルノブイリ・フクシマを繰り返させてはなりません。そして、原発事故被害者の補償と人権の確立を求めて、被害者の方々とともに進んで行きたいと思います。その取り組みのひとつとして、チェルノブイリとフクシマの被害者とともに、原発事故被害者と連帯する世界の多くの人々の賛同も得て、「共同意見書」を9月の国連人権理事会（第48回会合）に提出する予定です。集いでは、その「意見書」の提案と議論も行いたいと思います。また政府の「トリチウム汚染水」（ALPS処理水）の海洋放出決定に反対する取り組みも報告し意見交換もしたいと思います。



ノボキャン/若い画家たち

コロナ禍のため、残念ながら被災地からのゲストをお迎えすることはできませんが、フクシマからは、浪江町からの避難者で、震災と原発事故の体験を紙芝居で広く伝える活動をされている岡洋子さんと長女の美里さんが母娘一緒に出演された紙芝居のDVDを上映し、震災・原発事故の体験と想いを共有したいと思います。ぜひ、ご参加ください！

尚、Zoomでの参加をご希望の方は、7月2日までに<cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>にお申し込み下さい。

東日本大震災・フクシマ事故10年～紙芝居で伝える体験と想い～ 動く紙芝居（アニメ）「なみえ母娘避難物語 私は帰らない」



浪江町から福島市に避難されている岡洋子さん、美里さん、母娘の実際の体験を元に制作された「紙芝居」アニメです。岡さんは、東日本大震災当日、たまたま家族で宮城県名取にいて被災し、翌日なんとか浪江に戻りました。当時、介護福祉士として町の介護老人福祉施設で働いていた長女の美里さんは、非番でしたがすぐに施設に駆けつけ、大勢のお年寄りに付き添い避難を始めて転々と移動…その時の母娘の体験をもとに作製された紙芝居が「なみえ母娘避難物語 私は帰らない」です。岡さん家族は、美里さんの帰りを待って3月14日まで浪江の自宅に留まった後、福島市に避難しました。

洋子さんは、2014年から「浪江まち物語つたえ隊」に参加され、大震災と原発事故の被害の体験を、紙芝居を通じて発信されています。2017年には、同じく紙芝居アニメ「浪江消防団物語 無念」の上演と合わせて関西でも講演して頂きました。紙芝居アニメ「私は帰らない」の上映は、関西では今回が初めてです。

トリチウム汚染水（ALPS 処理水）の海洋放出の政府方針決定に

抗議し、撤回を求めます！

海洋放出は「風評被害」のみならず実害であり「故意の加害行為」です！

漁業者をはじめ「関係者との約束」を反故にする決定は許せません！

「太平洋に生きる」全ての人々と連帯し海洋放出を断念させましょう！

「救援関西」は福島事故から10年間、チェルノブイリとフクシマを結んで、さらにヒロシマ・ナガサキをはじめ世界の核被害者とも連帯し、核被害者の健康と生活を守り、人権と補償を確立することを目指して、国内外の多くの皆さんとともに活動してきました。「もうこれ以上、放射能汚染と核被害を拡大させないでほしい」というのは、世界の核被害者の共通の思いです。

私たちは、世界の核被害者とともに、日本政府によるALPS処理水海洋放出の方針決定に強く抗議し、撤回を求めます！

コロナ感染急拡大の中、国民の反対意見を無視し、官邸主導で強行決定した暴挙

4月13日、福島県と全国の漁業関係者をはじめ、多くの国民、世界の人々の反対にもかかわらず、政府は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける多核種除去設備等[ALPS]処理水を、平均500倍にも薄めて約30年にわたり太平洋に放出し続ける方針を「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました（「東電福島第一原発におけるALPS処理水の処分に関する基本方針」以下、「基本方針」と表記）。ALPSで除去できない高濃度のトリチウムと炭素14、そして完全には処理しきれない60種以上の放射性核種を含む「処理水」は「放射能汚染水」です¹。国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の汚染水を発生させた責任を取ろうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いる、このような政府方針を、私たちは決して受け入れることはできません。



（写真：2021.24、NHKのWEB特集から引用）

4000件を超えたALPS処理水の取り扱いに関するパブコメの多くが「安全性への懸念」を表明していたにもかかわらず、方針決定同日にやっと公表された政府の返答には国民の意見を真摯に受け止めた形跡は微塵もありません²。漁業者をはじめ多くの国民、そして世界中の人々の反対を押し切り、国民的議論も一切行わず、新型コロナ・ウイルス感染拡大の最中に官邸主導で強行決定したのは許し難い暴挙です。

漁業者の「断固反対」に連帯 ～ 政府は「関係者」との約束を守れ

全国漁業共同組合連合会（全国漁連）の岸会長は福島県漁連の野崎会長と共に、ALPS処理水海洋放出への「断固

¹ 政府は「ALPS処理水」はデブリに触れた「汚染水」から「大部分の放射性物質を取り除いたもの」であり、「『汚染水』とは異なる」として、まるで「放射性汚染水」ではないかのように宣伝している。

< https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/alps.html >

² 「他核種除去設備等処理水の取り扱いに関する書面での意見募集の結果について」（令和3年4月13日、廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局）

反対」を4月7日に、菅総理に改めて直接申し入れました。それにもかかわらず、政府が海洋放出の方針決定を強行したことに對し、全国漁連は「到底容認できない」と強く抗議し「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」との「会長声明」を発しました。そして「アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「明確な回答」を国は覆したのかと問い質し、「福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と糾弾しました。福島県漁連の野崎会長も「海洋放出を容認することはできない」と改めて表明し、「理解なしにはいかなる処分も行わない」との国・東電との約束に反する方針決定を強く批判しています。福島県だけでなく、茨城県、宮城県、岩手県からも漁業者の強い反対の声が上がっています。私たちは、福島と全国の漁業者の抗議と反対に心から連帯します。反対している「関係者」は漁業者だけではありません。4月30日、福島県の漁連、農協、森林組合、生協連は、「国民・県民の懸念や反対の意志表明に対して十分な回答や説明がなされないばかりか『関係者の理解なしには如何なる処分も行わない』という約束を反故にする極めて不誠実な決定であり極めて遺憾である」との「共同声明」を発しました。

福島県内の多くの市町村議会では、これまでも、海洋放出への反対や懸念の決議が採択されています。方針決定後も、4月27日、南相馬市議会では政府の方針決定の撤回を求める決議が、5月21日にはいわき市議会でも、漁業者をはじめ関係者の「理解を受けた上」での「処分方法の再検討」、「当面、陸上保管を継続」することなどを求める意見書が、いずれも全会一致で採択されました。

政府は、福島県をはじめ全国の人々の強い反対と懸念の声に、改めて耳を傾けるべきです。そして、漁業者をはじめ「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「約束」を守り、ALPS 処理水の海洋放出の方針を撤回すべきです。この「約束を守る」ことなしには「復興と廃炉の両立」などあり得ません。

ALPS 処理水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」、「故意の加害行為」

「基本方針」では「風評影響を最大限抑制」する「対策を講じてもなお風評被害が発生した場合」は、東電が「賠償」するとしています。しかし、長期にわたる意図的な汚染水の海洋放出を前提にした「賠償」など、論外です。福島の人々が訴えているように、そもそも汚染水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」であり、「故意の加害行為」です。昨年秋の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全漁連会長は、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されましたが、まさにそのとおりです。事故によって既に大量の放射能が撒き散らされ、故郷の海や山、田畑が汚染され、農林水産業、観光業など、あらゆる産業に従事する人々に被害がもたらされたのです。事故から10年、塗炭の苦しみを味わいながら、生活と生業の再建に努力してきた被害者に、さらになる放射能汚染を押し付けるような形での廃炉作業は受け入れられません。

事故原発からの放射能放出は、法令で担保されている「敷地境界線量年1mSv」を超える「法令違反」

政府は「基本方針」で、「各種法令等を厳格に遵守する」としています。しかし、事故によって放出された大量の放射能による汚染のために、福島第一原発の施設周辺の地域は高濃度に汚染されたままであり、外部被ばく線量だけでも法令で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」が遵守できない状態が続いています。(事故を起こした東電福島第一原発は「特定原子力施設」に指定されていますが、「法令」では「周辺監視区域」の規定³は事故を起こしていない「実用炉」⁴と同じく「敷地境界での線量限度は年1mSv」⁵です。) 法令遵守ができていない現状に、さら

³ 平成二十五年原子力規制委員会規則第二号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の保護に関する規則、第二条 第二項 六号

⁴ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、第二条 第二項 第六号

⁵ 核燃料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示、平成二十七年八月三十一日、原子力規制委員会告示 第八号 (周辺監視区域外の線量限度) 第二条 一 実効線量について一年間につき一ミリシーベルト

に「敷地境界線量の上乗せ」となる放射性物質の敷地外への放出は、濃度や経路の如何によらず「法令遵守」ではありません。

政府は「基本方針」で、「消費者等の懸念を少しでも払拭するよう」処理水を希釈して⁶トリチウム濃度を「サブドレン等の排水濃度の運用目標（1500Bq/L）⁷と同じ水準とする」、これは「告示濃度限度の40分の1」「WHOの飲料水水質ガイドラインの7分の1程度」であると「安全性」を強調し、「ICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準」（液体廃棄物の告示濃度）を下回れば法令遵守であるかのように主張していますが、それは違います。どんなに希釈して流しても「敷地境界での線量限度年1mSv」を超える「法令違反」であることに変わりありません。

「各種法令等を厳格に遵守」するというのは虚偽の説明であり、国民を欺くもの

「法令」を遵守できないほどの原発周辺の放射能汚染が続く下で、原子力規制委員会は、できるだけ「リスクを下げるため」に「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること」という「措置を講ずべき事項について」の「決定」を2012年11月に出しました⁸。しかし、これは「平成25年（2013年）3月までに」という期限付きの「指示事項」であって「法令」ではありません。事故によってもたらされた原発敷地周辺の高い放射能汚染を無視して、現時点で敷地内から出る放射線（放射性物質の追加的放出を含む）による被ばくのみを計算して「年1mSv以下」にするようにという「指示事項」が達成できても、それより上位にある「法令」で担保されている「敷地境界での線量限度年1mSv」を遵守していることにはなりません。それにも関わらず、ALPS処理水の海洋放出が、「各種法令等を厳格に遵守」した処分法であるかのように説明するのは、虚偽の説明で国民を欺くものです。

事故被害者にさらなる被ばくを押し付ける「ALARAの原則」に基づく廃炉作業は受け入れられない

政府は「基本方針」で、国際放射線防護委員会(ICRP)が示す「ALARAの原則に基づき、放射性物質によるリスクを最大限低下させるよう取り組んでいる。」「リスク低減活動として廃炉」を進め、「その一環として」に汚染水の「リスク低減に努めてきた」と述べています。「ALARAの原則」は「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである。」というもので、「利益と損益」を天秤にかけ、被ばく人数や線量が原子力産業の利益を損なわない範囲内にあれば「合理的」とするとみなし、その範囲内で「低く保つ」べきだというICRPの「放射線防護」の考え方です⁹。いわば人々の健康と命を「金勘定」するもので、住民や労働者の健康を守ることを最優先にする「防護」の考え方ではありません。「ALARAの原則に基づくリスク低減活動としての廃炉」とは、福島事故の被害者である住民や労働者にさらに

⁶ 東電の「サブドレン及び地下水ドレン」の海洋放出の「運用方針」（2015年）では、「地下水以外は混合しない（希釈しない）」とされている。これは高濃度の放射性物質含む地下水等を海洋放出させないための、漁業者や福島県民と東電との「約束」でもある。この高濃度の放射性物質含むために海洋放出しなかった地下水がALPS処理水に混入しており、その約6%を占めている。ALPS処理水を海水で薄めて放出するということは、この高濃度に汚染した地下水を希釈しないとした「約束」にも反する。

⁷ 脚注8の「指示事項」を満たすように東電が計算した地下水等の排水のトリチウム濃度。本文の説明にある通り、「指示事項」を満たしても法令で担保されている「敷地境界線量1mSv/年」を遵守したことにはならない。

⁸ 平成24年11月7日原子力規制委員会決定「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」

⁹ 政府が繰り返し強調している「ICRPの勧告に沿って従来から定められている規制基準」は、その基準以下なら人体や環境に「影響がない」「安全」ということではなく、原発・核燃料サイクルを推進していく上で、原子力産業の利益を損なわないように、「ALARAの原則」に基き、経済・社会的要因を考慮して定められた基準である。

被ばくを押し付けながら、東電の利益は損なわないように廃炉作業を進めるという考えです。私たちはこのような「ALARA の原則」に基づく廃炉作業や汚染水処理を受け入れることはできません。

難航する廃炉作業～汚染水の海洋放出を急ぐ理由はない

また、「基本方針」では、「廃炉作業が着実に進展している」と書いてありますが、これは事実ではありません。福島第一原発では、2号炉のデブリ取り出しのための機器がコロナ・パンデミックのために英国から予定どおりには届かず、また2、3号炉の格納容器の蓋の高濃度汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業の見通しも立たっていません。「10年以内にデブリ取り出し着手」とした廃炉の「中長期ロードマップ」の見直しも迫られるような事態になっているのは周知の事です。ですから「基本方針」で述べられているように、汚染水保管タンクの存在が「今後の廃炉作業の大きな支障」となっているのではありません。デブリ取り出し準備に必要な施設等の用地確保を急ぐために、汚染水保管タンクの増設ができないという東電の説明の根拠そのものが破綻しています。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出を急がなければならない理由の一つもないのです。

ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で厳重に陸上保管すべき

政府と東電が今やるべきことは、ALPS 処理水の「安易な、そしてより安価な処分法」である海洋放出の準備を進めることではなく、汚染水の発生そのものを抑える抜本的な方策を講じることです¹⁰。そして、トリチウム以外の放射性物質が高濃度に残る汚染水（全体の約7割）の二次処理を行い、処理水は福島第一原発の敷地内で厳重に陸上保管することです¹¹。また、労働者の被ばく防護を十分に行った上で、現存するタンクや配管の安全確保のための保守点検をしっかり行うことです。

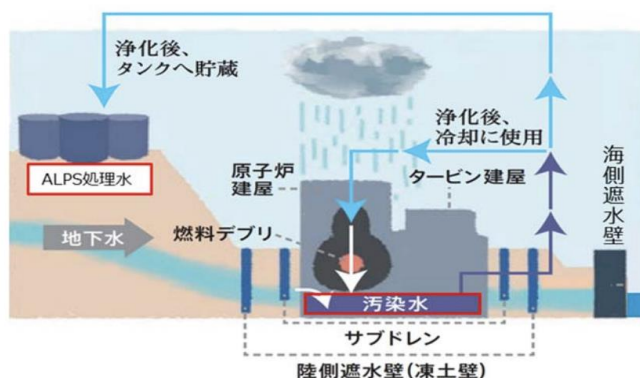


図2. 汚染水発生メカニズムとALPS 処理水*

（「ALPS 処理水取り扱いに関する小委員会報告書」より）

炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の汚染水の処理は世界でも「他に類がない」

政府は「基本方針」で、海洋放出は「日本及び世界中の稼働中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施」されていて「技術的に実現可能であり（現在の廃炉ロードマップの）時間軸の目標を達成できる」とIAEAが評価した報告（2020年4月）を引用し、その「お墨付き」が得られたことを強調しています。しかし、重大事故を起こした福島第一原発で発生した汚染水の処理水は、通常運転の原発から放出されているトリチウム等を含む液体廃棄物とは、量も質も異なるものです。重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を「処理」して、さらに大量の海水で薄めて「計画的」に数十年にわたって海洋放出するような「処分方法」は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEAも「ALPS 処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」と報告書で述べています。

トリチウム年間放出量は事故前の10倍、他の核種も放出される ～ 海洋生物・生態系への影響懸念

政府は「放出するトリチウムの年間の総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値（年間2兆ベクレル）を下回る水準になるように放出を実施」するとし、「この量は、国内外の他の発電所から放出されている量の実績値の幅の

¹⁰ 原子炉建屋への地下水や雨水の流入を防ぎ、またデブリを冷却するための格納容器内への注水を減らすなど、デブリに触れて生じる高濃度の汚染水を減らす対策を講じること。

¹¹ トリチウムの半減期は12.3年であり、放射能の減衰を待つこともできる。

範囲内である」としています。しかし、事故前に福島第一原発から実際に放出されていたトリチウムの量は、年間約 2.2 兆ベクレル（2010 年）であり、これまでの「実績」の 10 倍量ものトリチウムを、約 30 年間にわたって事故原発から放出し続けるというのです。実際に福島県沿岸の魚介類や生態系へ及ぼす影響は、これまでの「実績値の幅の範囲内」として片付けてしまうことなどできません。また、ALPS 処理水には、トリチウムだけでなく完全には処理しきれないストロンチウム 90（半減期 30 年）なども（ICRP 勧告に沿って定められた「安全に関する基準値を確実に下回る」程度に）検出されており、これらの核種も「大幅に希釈」したとしても海洋に放出され、生態系に影響を及ぼす可能性があります。

また東電は、2020 年 8 月になってやっと、ALPS では処理できない炭素 14 の存在を公表しました¹²。炭素 14 は海洋放出された場合、無機・有機の様々な化合物として環境・生態系に拡散・分布し、生物に様々な濃度で取り込まれます。炭素 14 は食物連鎖の中で容易に濃縮されることが確認されており、また半減期が 5,730 年と長く、長期にわたる環境への影響が懸念されます。

政府の一面的な「安全宣伝」～トリチウムの生物影響はより大きいとの国際的見直し議論には触れず

政府は、トリチウムは「自然界に広く存在し」「水と同じ性質で、体内に入っても 10 日程度で半分が排泄され」「有機型トリチウムでも、多くは 40 日程度で半分が排泄される」「国内外の原子力施設からも、各国の規制基準を遵守しつつ放出されて」いるが、「共通に見られるトリチウムが原因と考えられる影響は見つかっていない」等々¹³、トリチウムの海洋放出の「安全性」を一面的に国民にアピールする説明を繰り返し、宣伝を強めています。しかし政府は、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも 2 倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告されたために、トリチウムの生体影響が従来の評価よりも大きい可能性があることについて、ICRP や国連科学委員会（UNSCEAR）も巻き込んだ国際的な科学的議論が現在なされていることには、なぜか一切触れようとしません¹⁴。

ALPS 処理水放出は放射性廃棄物の故意の海洋放出 ～「ロンドン条約・議定書」締約国として規制すべき

ALPS 処理水放出は、放射性廃棄物の故意の海洋放出であり「ロンドン条約・議定書」の趣旨と条項に従って、締約国である日本政府の裁量で規制すべきです¹⁵。また、ALPS 処理水の海洋放出は、「我が国として、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としない」とした原子力委員会決定（1993 年 11 月 2 日）にも反するものです。しかし、政府は「海洋放出と海洋投棄は違う」との詭弁を弄し続け、国内外からの批判に真摯に答えていません¹⁶。このような日本の「身勝手な」決定に対し、近隣諸国や太平洋諸島の国々の政府や市民から強い批判と抗議がなされています。

¹² 全ベータ核種と、それまでに測定したベータ核種ごとの測定値の合計との乖離が認められ、炭素 14 の寄与を無視できなくなった。

¹³ 「他核種除去設備等処理水の取り扱いに関する書面での意見募集の結果について」（令和 3 年 4 月 13 日、廃炉・汚染水・処理水対策チーム 事務局）

¹⁴ ICRP も線量係数（摂取量あたりの推定被曝量）の再検討を迫られている。子供を含む一般公衆の年齢階層別線量係数は未だ改訂作業中である。

¹⁵ 「トリチウム汚染水の海洋放出はロンドン条約等違反である」（長沢啓行）、若狭ネット第 182 号、7～19 頁[2020 年 7 月 1 日]も、ぜひご参照下さい。 <<http://wakasa-net.sakura.ne.jp/pre/news/182.pdf>>

¹⁶ 2020 年 12 月の「ロンドン条約・議定書」の締約国会議はコロナ・パンデミックのためにオンラインとなり、議題の多くが先送りになった。日本の福島第一原発からの「汚染水海洋放出問題」は、2019 年の「条約遵守委員会」で問題になり、2020 年に継続して議論されるはずだった「遵守委員会」は 2021 年に延期された。韓国が全体会議の「主な議題」の中で、

ALPS 処理水海洋放出は、福島、日本だけでなく、「太平洋に生きる」全ての人々に対する人権侵害

「有害廃棄物特別報告者」「環境と人権特別報告者」など7名の国連人権理事会特別報告者も、2021年1月、「福島第一原発の汚染水管理の結果は、生命、最高水準の健康、水及び大勢の人々が依存している伝統的食糧に対する人々の権利を侵害し、影響を受ける地域の環境、並びに地元の人々をはじめ、近隣コミュニティの住民たちだけでなく、福島県から遠く離れた土地の人々に悪影響を及ぼす。」と指摘して、日本政府に対して共同コミュニケーションを送りました。そして4月15日には「100万トンもの汚染水の海洋環境への放出は、日本の国内及び国境を越えた



「声明」を読み上げる「太平洋諸島フォーラム」(PF)のテイラー事務局長(PFのHPより)

関係者の完全な人権の享受に対し、かなりのリスクを負わせるものである」と批判しています。

4月13日、「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、「日本政府が、福島第一原発からALPS処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」するとの声明を、「南太平洋非核地帯条約」(ラロトンガ条約)¹⁷の受託者として発表しました。声明では、「ラロトンガ条約は、この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」と述べ、昨年12月の同条約の締約国会議では「2011年の福島第一原発事故による環境影響への懸念を思い起こし、日本に対し、太平洋への

どのような危害の可能性についても対処するために、必要な、あらゆる手段を取るようにと強く主張した」ことが紹介されています。また「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、(日本によって)十分には取られていないと、私たちは考えます。漁業や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」と訴えています。

これ以上、太平洋を放射性物質によって汚染することは、「太平洋に生きる」全ての人々の人権を侵害する行為であることを、日本政府は肝に銘ずるべきです。原発重大事故を起こした日本政府と東電が、太平洋に生きる人々や全ての生命の「核汚染から免れ、健全な環境を享受する権利」をこれ以上侵害することを許してはなりません。

以上をふまえて、私たちは、5月16日付けで、以下の項目を日本政府に要請しました。

1. ALPS 処理水の海洋放出の方針決定を撤回すること。
2. 「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした「約束」を守ること。
3. ALPS 処理水は福島第一原発の敷地内で、安全に万全を期して陸上保管すること。
4. 海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催すること。(このような議論の場の開催は、コロナ感染拡大の中では制限を余儀なくされるため、国民的議論にはさらに十分な時間をかける必要があることに留意すること。)
5. 今後、東電福島第一原発の廃炉過程において、放射性廃棄物の海洋への意図的放出など、太平洋に生きる全ての人々の人権を侵害する行為を決して行わないこと。

この問題を提起したが議論はされなかった。2021年4月に開催された「科学的グループ」会合でも、韓国が問題提起したが、日本は「ロンドン条約・議定書の議題ではない」と、従来の主張を繰り返して議論を拒んだと報道されている。

¹⁷ 太平洋地域での度重なる核実験による放射能汚染と、1980年代の日本による同地域への低レベル廃棄物の海洋投棄計画への反対等を背景に締結された「非核地帯条約」。太平洋諸島の国々及び、オーストラリア、ニュージーランドが加盟(11カ国)、米英仏露中の5核兵器国も調印している。

～福島からの報告～ 漁業者らと連帯して「海洋放出方針」を撤回させよう！

佐藤龍彦（脱原発福島県民会議）

友好団体である「救援関西」から報告依頼があり、「ジュラブリ」誌に投稿することとした。トリチウム汚染水海洋放出反対のたたかいの要である脱原発福島県民会議（県平和フォーラム・社民党福島県連合・プルサーマル反対双葉地方住民会議）を中心とした取り組みを紹介し、決意を述べて報告とする。なお、脱原発県民会議事務局には、貴団体から振津かつみ先生をアドバイザーとして招き活動を共にしている。

政府は、結論ありきの汚染水海洋放出を県民に押し付けた。コロナ感染禍の下、形式的な漁業組合等関係団体の意見聴取やパブリックコメントを実施し、2021年4月13日、県民や国内外の反対又は慎重意見に反する政府方針を決定した。政府対応は、決定に至るプロセスを無視し、疑問や意見への説明不足や国内外への説明責任を軽視したに暴挙である。県漁連など、農協、森林組合の生産者団体は、「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という政府との約束を反故にする極めて不誠実な決定であり遺憾であるとの声明を出した。

脱原発県民会議として、トリチウム海洋放出反対運動が実質動き出したのは昨年2月の政府小委員会報告が政府に提出された以降。断固反対方針に基づき、定期的な会議開催、政府、県、自治体への要請行動、学習会、政府説明会の開催、漁業関係者や生産団体への激励訪問活動、署名活動、緊急時活動（抗議・街宣・チラシ配布・政党との連携）、県民大集会・原水禁世界大会との連動、他団体との連帯、教宣ニュースの発行を行い、政府方針決定後の抗議、撤回要請行動、議会対策など、政府方針撤回に至るまでたたかいは続いている。

これまでのたたかいで教訓を挙げるとすれば漁業関係者との確かな連帯感である。新地町・釣師浜の漁師「小野春雄」さん曰く、「海は俺たちの仕事場だ。汚されてたまるか！」と憤り、津波、原発事故で壊滅した痛

手を胸にしまい、ひたむきに復旧、復興の努力に費やしてきた日々を泡と化す汚染水の海洋放出に反対の叫びを発信し続けている。（詳しくは川島秀一著「春を待つ海」を参照）

また、請戸漁協に所属する高野武さんは、津波と原発事故で地域が崩壊し、多くの犠牲者が生じた海で漁業再開を果たした。「俺には海でしか生きる術がない」と言葉少なに語る想いに、大漁旗がなびき賑わいのあった昔日を遠く見つめる姿を垣間見る。漁師にとって、海は静かな「母なる海洋」だ。公職（議員）を兼ねた高野さんの発議で、自治体（浪江町）で最初の汚染水海洋放出反対の声を挙げた。

政府は、当初から事故処理に伴う汚染水を漫然と放置し、数々の嘘で国民を騙し、被災者に新たな犠牲を強いている。健康被害や法律違反を詭弁でごまかし問題を風評に特化する。風評対策や賠償金にすり替え、問題を矮小化する政府や東京電力に海を汚す権利はない。汚染水の海洋放出は、故意の犯罪であり国と東京電力は確信犯である。廃炉が続く限り海が汚され続ける風景をイメージし、耐えられない沸々とした怒りが込み上げる。

脱原発県民会議は、引き続き漁業関係者と連帯して、政府方針撤回署名（準備中）をベースに世論を喚起し断固阻止する決意である。



福島県原子力安全対策課に申し入れをする脱原発福島県民会議の角田共同代表



海洋放出に反対し、頑張る！（左から佐藤龍彦さん、小野春雄さん、川島秀一さん。
2021年4月14日）

「春を待つ海」を読んで

「なんで海に流すだよ」「なんで海ありきなんだ」「400年も前から漁をしてきた豊かな海をなんで汚すのか」と訴えられた小野春雄さん。昨年6月、「トリチウム汚染水」の海洋放出反対の政府交渉で、経済産業省の官僚に迫った小野さんの思いと迫力に圧倒され、その思いの「背景」に少しでも触れたいと思った。小野さんと一緒に交渉にも参加された方が川島秀一さんで、民俗学者であるとも聞いていた。川島さんが書かれた本「春を待つ海」が今年2月に出版されたと聞き、読んでみたいと思った。

しかし、民俗学の何たるかも知らず、全くの「オカモノ」である私にとって、漁法やその移り変わり、魚のことなどは殆ど分からず、まさに「馬の耳に念仏」だった。

それで感想文を書くというもおこがましく浅い理解とは思いますが、「寄りもの」という、海から来たものを共有物として、共同で対処したり平等に分けるという漁師たちの考えに興味をひかれた。その「寄りもの」を基盤としたと思われる「ユイコ」というお互いに作業を手伝いあう「お互い様」の社会慣例がある。その「ユイコ」という社会慣習が、「試験操業」にも表れているように、漁業者の震災後の生活や復興を支えてきたという指摘に頷づかされた。また、「海に流す」ことの意味についても考えさせられた。「シタモノ（売ったり家でも食べられない魚など）」を、魚のエサになるという理由で海に投棄し、「海に戻す」と言う。このような「輪廻的な再生」を繰り返すという生命感がある。また、海は禊をする清らかな水でなければならない。トリチウム汚染水の海への放出に反対する漁師たちは「感情的」と言われることもあるが、その感情の背景には「民俗の論理」があり、それは「科学的」という言葉を振りかざす者の背景に、感情的な「科学信仰」があることと背中合わせの関係であるとも述べられている。



この本の中に、2020年「3. 11 祈りの日」に小野さんが、亡き母親のハナイさんにあてた手紙が紹介されている。

「東日本大震災で、あなたの息子であり、私の弟は、沖へ船を出し、津波に吞まれて亡くなりました。しかし、海は人を殺しもするが、生かします。今は原発事故後の福島の海で、試験操業をしながら本格操業を願って頑張っています。あなたは昔、『岡船頭』と呼ばれて、海のことは私より詳しかったですね。私はあなたの孫を三人も漁師にして、震災後に借金で新造船を作り、現在に至っております。しかし今、国と東電は福島の海にトリチウム水を流して汚そうとしております。今でも放射能の影響による風評被害で、魚価が安いのに、トリチウム水の海洋放出で、益々被害が増長すると思います。これでは漁師の子どもが家業を継ぐことができません。海の魚も人間と同じ生物です。魚は声を出すことができないので、われわれ漁師が魚のすむ豊かな海を守らねばなりません。どうか、あなたが生前暮らした海を、私たちと共に天国から見守ってください。お願いします。」

やはり、とにかく、この手紙を多くの人に読んでほしいと強く思う。

猪又雅子

〔春を待つ海―福島震災前後の漁業民族 川島秀一 著（富山房インターナショナル）〕

著者紹介：川島 秀一（かわしま しゅういち）宮城県気仙沼市出身。法政大学社会学部卒業。博士（文学）。東北大学附属図書館、気仙沼市史編纂室、リアス・アーク美術館、神奈川大学特任教授、東北大学災害科学国際研究所教授などを歴任。現在、日本民俗学会会長。著書に『ザシキワラシの見えるとき』（1999）、『憑霊の民俗』（2003）、『漁撈伝承』（2003）、『カツオ漁』（2005）、『津波のまちに生きて』（2012）、『安さんのカツオ漁』（2015）、『海と生きる作法』（2017）。編著に『山口弥一郎 津浪と村』（2011）、『渋沢敬三 小さき民へのまなざし』（2018）などがある。（著者紹介より）

「チェルノブイリ 35 周年」に寄せられたチェルノブイリ・ヒバクシャからのメッセージ

35年にわたり、私たちはチェルノブイリ事故の被害者です。
私たちは事故の前と後の思い出の中で生きています。



事故の前と事故の後…そして、その背後には、事故前と事故後の数多くの運命と、数多くの物語があります。
健康について、人生について、そして亡くなった人々のことについて。

親愛なる日本の友人の皆さん、長年にわたり、皆さんが私たちの子どもたちを支援してくださっていることに感謝します。

一緒に、市民に対するいかなる核利用にも、反対しましょう！！

ベラルーシの移住者より
マリノフカ、ミンスク

ベラルーシの「移住者の会」代表・ジャンナさんとのメールのやり取り

*ジャンナさんへ (5月17日)

お元気ですか。ご家族の皆さん、パーベル（障がいのある長男）、サーシャ（次男）とジェーナ（次男の嫁）、そしてお孫さんたちもお元気ですか。新型コロナウイルス感染を罹ったりしていませんか。
マリノフカの移住者の皆さんも、何事もなく無事に過ごされていることを願っています。

日本では、新型コロナ感染が拡大しています。大阪や東京などの大都市だけでなく、福島のような地方都市でも患者が増えています。医療体制も逼迫しています。日本政府の対応は十分ではなく、ワクチン接種もあまり進んでいません。そんな状況なのに、やはり東京オリンピックは開催すると言っているのです。
幸い、「救援関西」のメンバーは、今のところ感染もなく無事に過ごしています。

このような状況なので、私たちは4月24日に予定していた「チェルノブイリ事故35周年の集い」を7月4日に延期しました。7月には、少し状況が改善しているといいますが…。

私たちは、引き続き、福島の皆さんと一緒に、漁師さんたちとも連帯して、トリチウム汚染水の海洋放出反対に取り組んでいます。政府は、2年後に汚染水を太平洋に流し始めることを計画しているのです。

ジャンナさんにお話ししたいことが、たくさんあります。
コロナ感染のパンデミックが収まったら、できるだけ早く、ベラルーシやロシアのチェルノブイリ被災地を、また訪問したいと思っています。

ジャンナさんの近況もお知らせください。
皆さまに、くれぐれもよろしくお伝えください。
感染に気をつけて、どうぞご自愛ください。

かつみ

*ジャンナさんより



郊外にあるダーチャ

かつみさん、こんにちは。

メッセージを受け取り、とても嬉しいです。しばらく連絡がなかったので、何事もない方がいいが…と心配していたところです。

私の家族のことも気遣ってくださり、ありがとうございます。パールと私はコロナの感染を避けるため、2週間前から郊外のダーチャにきています。

<コロナウイルスの流行によって>

ゾーヤ（「移住者の会」のメンバーで、看護師）は新型コロナウイルスに感染しましたが、もう回復して良くなっています。彼女の夫も娘も感染しました。

保健省によると、新型コロナウイルス感染者数は減少しているとのことです。しかし、もう2年目に入りますが、その間ずっと、政府発表のデータは、毎日、新型コロナウイルス感染による死者数は9～10人で、それより多くもなく少なくもなく…というのが続いているので、この数字は信用できないと、皆が疑っています。

人々はマスクをしています、医師たちが勧めているほど厳密にはしていません。ワクチン接種も進められています。ロシアのスプートニク社製のワクチンですが、ロシアから資材を持ち込んで、ベラルーシ国内でのワクチン生産も始まりました。ワクチン接種の予約が1ヶ月前から行われていますが、ワクチンの量は十分ではありません。

ゾーヤは医療従事者なので、早期にワクチン接種を受けたのですが、接種から5日目に発病してしまいました。（おそらく、ワクチン接種前にすでに感染していたのでしょう。）

<チェルノブイリ 35 周年の記念日に>

ミンスクでは、「チェルノブイリ事故35周年」の日の昼間に、教会に花を持って行くことだけしか許可されませんでした。4月26日の夜に教会へ行きキャンドルを灯すという事故被災者のオフィシャルな催しの呼びかけがテレビ等でなされていたにも関わらず、多くの教会は夜には閉鎖されていました。いつもなら、カソリック教会もロシア正教会も全ての教会が一晩中開いているのですが…。そして警察は、教会の近くで人々がキャンドルを持っていると、呼び止めて検問をし、路上でバックや手荷物の検査をしていました。当局は、「チェルノブイリの道」というチェルノブイリの日のデモ行進の申請を許可しませんでした。

私は、バラノピッチ市の技術学校での集会にオンラインで参加しました。1986年のチェルノブイリ事故の直後に、この技術学校の生徒たちは、ナローブリアのチェルノブイリ・ゾーン（放射能高汚染地域）にある私が生まれたテシュコフ村の学校で、調理師として事故処理作業員の食事を準備する仕事をしていました。かつみさんたちと一緒にテシュコフ村に行ったことがありましたね。技術学校の生徒たちは1ヶ月間働いていました。私の上司と私は、生徒たちに指示を与える立場でした。私たちは、ほぼ毎日、



試験的に開始された土地利用。リンゴの苗木の植樹のお手伝い(2019年)。

事故処理作業者のための食堂に通いました。その食堂は事故後2年近く運営されていました。その時に働いた生徒たちは全員、私と同じように「チェルノブイリ事故のリクビダートル（事故処理作業従事者）」として認定されています。卒業後ずっとその生徒たちは集まることはなかったのですが、今年は集会を持ち、私を招待してくれたのです。

また、(マリノフカの) 私の家の近くの学校でも、「生徒たちとチェルノブイリ事故被災者が集う会」が開かれ



ました。この会は、もう今年で3回目です。「移住者の会」のメンバーのガーリャとバレンチーナが出席しました。私たちは、「愛国的学校教育への積極的参加者」の称号も授与されました。

テシュコフ村で、私たちが福島からの訪問団と一緒にりんごの木を植樹し、養蜂箱や作業小屋のあった場所を、今年はルカシェンコ大統領が訪問しました。

<政府は取り締まりをより強化>

もちろん、新型コロナウイルスのパンデミックがチェルノブイリ記念行事にも影響を与え、ベラルーシ政府当局は大規模な行事の開催許可を出すのをいつも以上に渋っていました。特に、昨年の選挙以降、当局は何に対しても許可をしなくなりました。人々が国の現在の政策と異なる意見を表明する機会を与えようとはしません。もし、許可なしに何か行動をしようとすると、自由を制限し、刑罰を与え、多額の罰金を課すのです。何かをしようとすると必ず困難が伴います。全てをここに書くことはできませんが。

<早く再会ができますように！>

親愛なるかつみさん、私はとてもあなたに会いたいです。もう少しすれば、その機会も来るでしょう。できるだけ早くその機会が訪れますように！！その時に、何もかも、全て語り合しましょう。

福島の方々に、私からよろしくとお伝えください。特に、私の親友である佐藤さんにどうぞご自愛くださいと。そして、漁師の高野さんにも。

厳しい状況の中で頑張っておられる方々の仕事や活動がうまく運ぶようにと願っています。

マーシャ（雅子）さん、由美さん、久保さん、章子さんと、それぞれのご家族にも、ご挨拶を送ります。

またお便りします。雨が降り出しました。今度は庭の花の写真を撮って送りますね。

大樹さんは、復活祭や大祖国戦争の戦勝記念日に、お祝いのメッセージをくれました。彼は細やかな気遣いのできるいい青年ですね！ 私たちは時々メッセージのやりとりをしています。

あなたを強く抱擁します。

写真を送ってくださりありがとうございます。日本からの写真の小さなコレクションができ、とても気に入っています。



ジャンナ

26日の「チェルノブリの日」に関西電力への申し入れを行ってきました。しかし、昨年はコロナウイルスによる感染拡大で緊急事態宣言が出されており、関電に申し入れ延期のFAXをしました。今年も同じ緊急事態宣言が続く中で、やむなく、他団体と共同でFAXによる申し入れを行いました。

2021年4月26日

関西電力株式会社取締役・代表執行役社長 森本 孝 様

4/26 チェルノブイリ原発重大事故から35年、フクシマ原発重大事故から10年 関西電力への申し入れ

今日、4月26日でチェルノブイリ原発重大事故から35年が経ちます。3月11日には東京電力福島第一原発重大事故から10年が経ちました。

チェルノブイリ事故による放射能汚染と被ばくのために、多くの人々が、それまでの「普通の生活」、心身の健康と命を奪われました。また、移住を強いられた事故被害者は、事故後35年経ってもなお、「心の痛み」や「故郷への断ち難い思い」を抱いています。そして、核の「平和利用」の原発と軍事利用の核兵器のいずれについても、核被害をこれ以上繰り返さないため、「たとえどんなに辛くとも、自分や家族の長年にわたる被害の体験を世界中の人々に語り続けます。」と決意を述べています。事故から何年経とうとも「チェルノブイリの「黒い傷跡」は消えることはありません。被災地では今も放射能汚染が続き、人々は放射能と隣り合わせの生活を強いられています。その中で、食品の放射能モニタリングや健診、子どもたちへの放射線被ばく防護教育や非汚染地への保養など、被ばくを少しでも低減し、健康を守るための努力が続けられています。子どもたちへ、さらにその次の世代へと事故被害の記憶を受け継いでいく教育も取り組まれています。

東京電力福島第一原発重大事故から10年が経ち、政府は「復興・創生期間」後の「原子力災害からの復興・再生」を掲げ、事故による放射能汚染と被害が「終わった」かのように、「年20mSv基準」での避難解除、帰還・移住政策を進め、被害者支援のさらなる切り捨てを進めようとしています。避難指示を解除し帰還を促しても、放射能汚染が残り、生業（なりわい）の諸条件とともに住民のコミュニティが破壊され、インフラも十分に整備されていない場所には、故郷であってもなかなか戻ることはできません。人格権などの基本的人権が著しく侵害されたままです。

国と東電は、重大事故を起こし、大量の汚染水を発生させた責任を取らないばかりか、福島第一原発の敷地内のタンクに溜まった大量の多核種除去設備（ALPS）処理水の海洋放出の方針を、漁業者をはじめ国内外の多くの人々の反対を踏みにじり、4月13日の「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で強引に決定しました。このように、さらなる放射能汚染と被ばくを事故被害者に押し付ける「故意の加害行為」は言語道断です。しかし、政府と東電は、被害を「風評被害」だけに矮小化し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に則って放射線の危険性を過小宣伝し、被ばくのリスク受忍を福島県民や国民に強要しようとしています。大量の被ばく労働の犠牲の上に進められている事故の収束・廃炉作業も、高線量に阻まれデブリの取り出しなど困難を極め、見通しさえ立っていません。

チェルノブイリとフクシマの二つの原発重大事故は、原発がひとたび重大事故を起こせば、放射能汚染は広範囲・長期にわたり取り返しのつかないこと、そして事故の収束・廃炉作業は困難を極めることを示しています。「事故さえなければ…」という、チェルノブイリとフクシマの事故被害者の共通の想いを真摯に受け止め重

大事故を繰り返さないためには脱原発に向かうしかないのです。

貴社は重大事故のリスクを抱え、経済的にも成り立たない原発になぜ固執するのですか。また、使用済燃料中間貯蔵施設の福井県外立地公約を破り、その先送りを繰り返しています。「県外の中間貯蔵施設の実現に全力を尽くす」のではなく、まずは全ての原発の運転を停止し、処理処分のできない使用済み核燃料を今以上に増やさないことが先決です。これ以上、子々孫々に重大な負の遺産を押し付けしないでください。

今、貴社の為すべきことは、老朽原発の再稼働に血道を上げるのではなく、「利益優先」「安全軽視」の体質から脱却し、「脱原発」「脱石炭」へ大転換し、再生可能エネルギーを推進することです。そのことが失った信頼を回復し、貴社の生き残る唯一の道です。

チェルノブイリ事故 35 年・フクシマ事故 10 年を機に、原発依存経営を抜本的に見直すよう、以下の通り、強く申し入れます。公益事業者として責任ある態度で、真摯に検討し対応されるよう求めます。

1. 2004 年に復水系配管破断事故で 11 名の死傷者を出した美浜 3 号、压力容器脆性破壊の危険が国内最高の高浜 1 号および脆化・劣化の進んだ高浜 2 号の国内初の 40 年超運転を断念し、廃炉にしてください。
2. 大飯 3 号スプレー配管のひび割れや高浜 3・4 号蒸気発生器細管の稠密なスケールによる外面減肉など老朽化現象を踏まえ、高浜 3・4 号と大飯 3・4 号も廃炉にしてください。
3. 「2020 年内に使用済燃料中間貯蔵施設の候補地を示す」との福井県との 3 度目の約束を破った以上、大飯 4 号の運転と高浜 3 号の調整運転をすぐに止め、貴社の「誠意」を示してください。むつ市長による「受入れ拒否」を真摯に受け止め、中間貯蔵施設の立地を断念し、使用済燃料をこれ以上生み出さないでください。
4. 高浜 3・4 号でのプルサーマルを即刻中止し、大飯原発にプルサーマルを広げないでください。プルサーマル用の MOX 燃料をこれ以上発注しないでください。六ヶ所再処理工場の閉鎖を日本原燃に求めてください。
5. 貴社は市道工事費名目で 2018 年度から敦賀市へ 6.3 億円を寄付していますが、森山氏に係る金品受領事件を二度と繰り返さないため、立地自治体等への寄付金など一切の金品授受をやめてください。
6. 貴社は、昨年末から年初にかけ卸電力市場への売り入札量を意図的に減らしてスポット価格を暴騰させ、他方では、中部電力等とカルテルを結んで料金引き下げを妨害していました。このような電力市場での支配力行使を謝罪し、今後、新電力との相対取引や再エネ接続を妨害しないと約束し、遵守してください。
7. 2020 年 10 月から貴社送配電網の託送料金に加算している「福島損害賠償費・原発関連費約 300 億円（一般負担金「過去分」156 億円/年と廃炉円滑化負担金 140 億円/年）」を撤回し、貴社利益で賄ってください。
8. 原発依存の経営方針を「脱原発・脱石炭」へ大転換し、「再エネ推進・新電力との共生」を進めてください。

以上

<共同提出団体> 原発の危険性を考える宝塚の会
さよならウラン連絡会
地球救出アクション 97
ヒバク反対キャンペーン
若狭連帯行動ネットワーク
チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西

カンパ・会費の納入ありがとうございました！

(2021.3.31~2021.5.29)

山崎隆俊 杉本泉 谷岡文香 堀口眞也 小路君代 岩部始 金山次代 田伏和子 阪口博子 折口春夫
増田俊道 金子龍太郎 佐藤みえ 小林まゆみ 熊沢滋子 門林洋子 藤田達 田原良二 松田光代 榎本恭
一郎 中井かをり 伊藤勝義 碧海宏 小松裕子 平野誠 畑中宏子 森重子 安田美津子 小村幸子 副島
英樹 稲田みどり 岡部修子 小副川久代 森妙子 松田高志 康由美 宇野田陽子・佐藤大介 加堂妙子
松本郁夫 泉迪子 斎藤直樹 神崎加与子 服部良一 宗泉寺 旦保立子 吉田裕子 川邊比呂子 辰野純子
中沢浩二 北川恭子 小西ゆみ子 原発の危険性を考える宝塚の会 辻本義信 (順不同・敬称略)

=ジュラーヴリ124号・目次=

- 1 p・・・「チェルノブイリ 35 周年の集い」案内
- 3 p・・・トリチウム処理水海洋放出方針決定の抗議・撤回を
- 9 p・・・漁業者らと連帯して「海洋放出決定」撤回させよう！
- 10 p・・・書籍紹介～「春を待つ海」
- 11 p・・・チェルノブイリからのメッセージ・ジャンナさんからのメール
- 14 p・・・「チェルノブイリの日」にちなんでの関電への申し入れ



「除染」した放射能汚染土を再利用するって??

政府はリスクコミュニケーションに力を入れている。「汚染土」の問題も然り。5月23日に環境省主催で、<「福島、その先の環境へ。」対話フォーラム—知っていただきたい福島の課題があります。「除去土壌」のこれから。>というシンポジウムがオンラインで開催された。「土地を回復させる(!)ためにはぎ取っ」てできた膨大な「除去土壌」(東京ドーム11杯分)を事故から30年後に福島県外に移す約束(法律)がある。「移す負担を減らすために減量化し、再利用の実証試験もしている」と。そして、それは「福島だけの問題ではなく日本中の問題」とも。でもこれって、国策で原発を推進して事故を起こした国の責任を問わず、後始末だけの問題にすり替えて国民に押し付けている。それを受け入れない国民は「風評被害者」だと言う。トリチウム汚染水の海洋放出と同じ態度だ！これ以上放射能で悲しむ人、苦しむ人を生み出さないためには、放射能のゴミを増やさないと。原発を止めるしかない。その上で「コミュニケーション」すべきであろう。しかし、国は事故の責任をとるどころか、地球温暖化対策を口実に、元凶である原発を推進しようとしている。おかしい！！こんなこと、許されない！！ (M)

ニュース発行：チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西事務局

連絡先：〒591-8021 堺市北区新金岡町1-3-15-102 猪又方

Tel: 072-253-4644

e-mail: cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp

郵便振替：00910-2-32752

口座名：チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西